

2020年4月6日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

ご保有の投資信託「ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)」 についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)」は、2020年6月22日(月)をもちまして運用終了期日の前倒し(繰上償還)(以下、「繰上償還」ということがあります。)を実施する予定です。

この繰上償還につきまして、法令等に基づきご異議のお申し出(異議申立)の受付を行うことをご知らせ致します。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

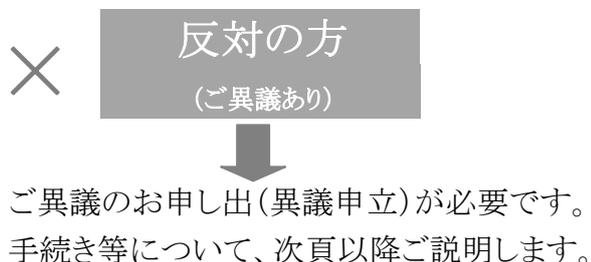


1.お知らせしたいこと

「ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)」の運用終了期日の前倒し(繰上償還)について

2.お願いしたいこと

「ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)」の運用終了期日の前倒し(繰上償還)についての賛成(ご異議なし)/反対(ご異議あり)のご判断



以上

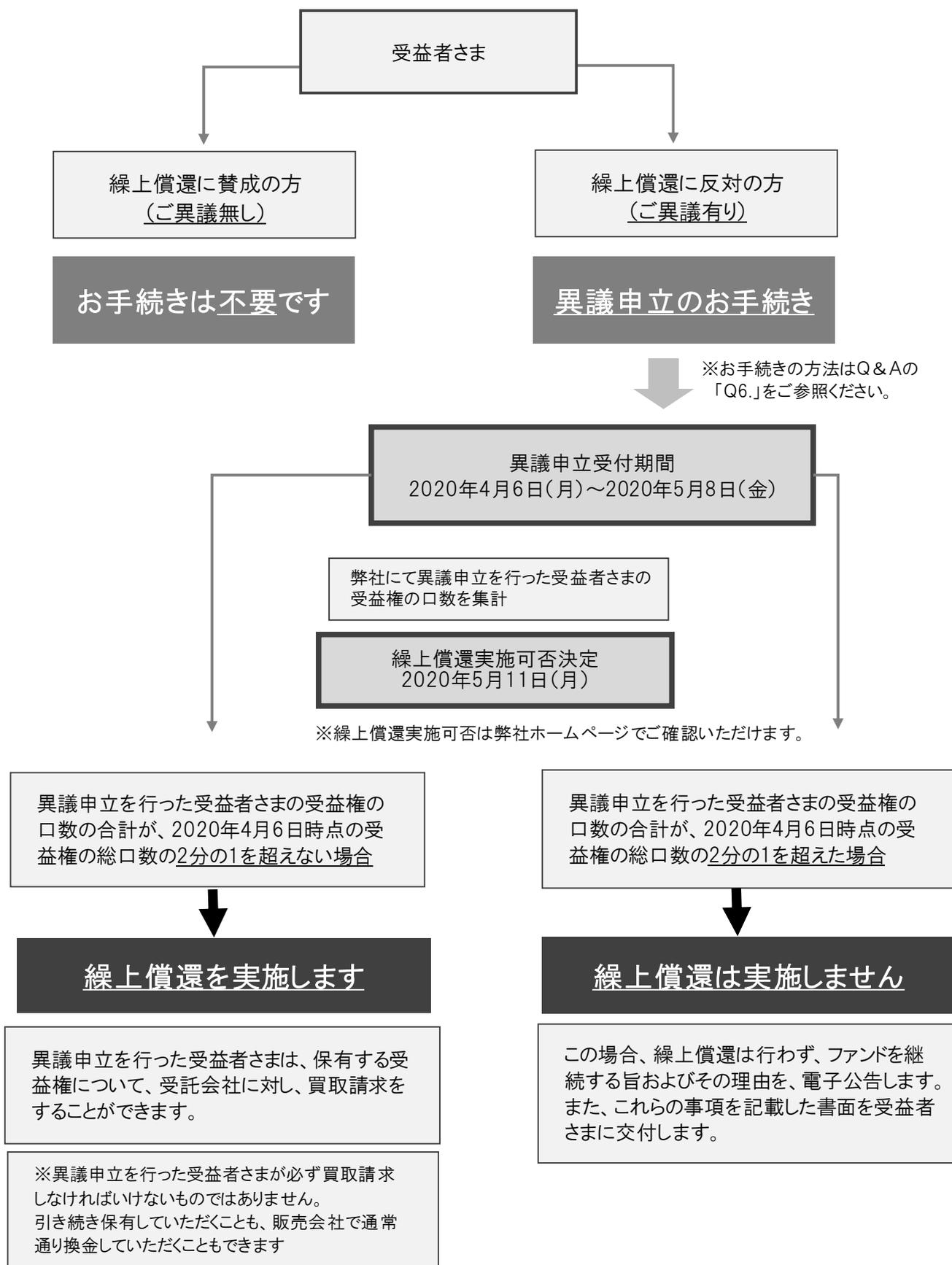
このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-548066**

【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

「異議申立」手続きの流れ



「ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型)」繰上償還に関するQ&A

Q1.なぜ運用終了期日の前倒し(繰上償還)を行うのですか？

A1. 2006年3月23日に設定いたしました当ファンドは、純資産残高が著しく減少し、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に定められた口数を下回っております。
今後、当ファンドの純資産残高の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が困難となることも懸念されます。弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。
何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

Q2.何か手続きが必要ですか？

A2. 繰上償還に賛成(ご異議がない)の場合はお手続きの必要はありません。
繰上償還に反対(ご異議がある)の場合は、ご異議のお申し出(異議申立)(以下、「異議申立」ということがあります。)を行うことができます。異議申立を行えるのは、2020年4月6日(月)時点で当ファンドを保有されている受益者さま(2020年4月3日(金)の購入申込者を含みます。)です。
異議申立の手続きは、Q6の「異議申立はどのように行うのですか？」をご参照ください。

Q3.繰上償還が実施されるかどうかはどのようにして知ることができますか？

A3. 2020年5月11日(月)に異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、2020年4月6日(月)時点の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、繰上償還実施を決定いたします。繰上償還決定の可否は、弊社のホームページで公表いたします。
繰上償還を行わない場合は、その旨および理由を弊社のホームページで公告し、受益者のみなさまには、販売会社を通じてお知らせをお送りいたします。

繰上償還にかかる今後の日程は以下のとおりです。

○今後の日程

日付	内容	詳細
2020年4月6日(月)	① 公告日(電子公告)	
2020年4月6日(月) ↓(異議申立期間) 2020年5月8日(金)	② 異議申立	異議申立の受付期間中に、『異議申立書』を提出することにより、繰上償還にご異議を申立てることができます。
2020年5月11日(月)	③ 繰上償還実施可否決定(※繰上償還決定の可否を弊社ホームページに掲載)	異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、公告日時点の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドの繰上償還実施を決定いたします。
以下では繰上償還が成立した場合についてご説明させていただきます。		
2020年5月20日(水) ↓(買取請求期間) ↓ 2020年6月8日(月)	④ 買取請求	③で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者さまは、保有する受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。

2020年6月19日(金)	⑤申込(購入・換金)受付最終日	・販売会社によっては申込受付最終日より前に申込(購入・換金)受付を中止する場合があります。 ・午後3時まで受付可能です。
2020年6月22日(月)	⑥繰上償還日(予定)	③で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施いたします。

Q4. 繰上償還が決まった場合、償還までの運用はどうなりますか？

A4. 繰上償還が決まった場合は、繰上償還日に向けて、組入資産を売却し資金化を図ってまいります。

繰上償還が決定してから償還日までの間も基準価額は変動いたしますが、組入資産を売却後、基準価額は投資対象資産の値動きを反映しなくなりますので、ご注意ください。

Q5. 償還金はいつ受取ることができますか？

A5. 償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払する予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

Q6. 異議申立はどのように行うのですか？

A6. 繰上償還に対して反対(ご異議のある)の受益者さまは、「異議申立書」を弊社宛にご郵送ください。

2020年5月8日(金)弊社到着分までを有効とさせていただきます。

返信用封筒をご希望の方は、お客さま専用フリーダイヤル(0120-548066)にご連絡ください(土日祝日を除く9時~17時)。

Q7. 買取請求*とはどのようなことですか？

A7. 繰上償還が決定した場合、異議申立をされた受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、受託会社(ファンドの財産の保管・管理等を行う信託銀行)に対し、自己の有する受益証券を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取ることを請求できます。

なお、買取請求をされる場合、諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金手続き(販売会社でのご解約)よりも日数を要する可能性がございますのであらかじめご了承ください。

※本書に記載の「買取請求」とは、繰上償還に異議申立をされた受益者さまのみを対象とするものです。

買取請求のお手続き方法につきましては、異議申立をされた受益者さまに郵送でお知らせいたします。

Q8. 異議申立をした場合、買取請求を必ず行う必要がありますか？

A8. 異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求しなければいけないものではありません。繰上償還まで引き続き保有していただくことも、販売会社で通常通り換金(販売会社でのご解約)していただくこともできます。

以上